

## 『近隣自治とコミュニティ

～自治体のコミュニティ政策と「自治的コミュニティ」の展望～』

### 報告書要旨

#### 1．調査研究の趣旨・目的

今次分権改革により、自治体の自己決定・自己責任原則の強化が図られたところであるが、我が国の市民社会の更なる成熟化に向けて、基礎自治体の重要性についての再認識とともに、市民自治の拡充、都市内分権の展開等の課題に注目が集まっている。また、我が国におけるコミュニティ政策も、すでに四半世紀の歴史を有し、新しいステージに入りつつあるものと考えられる。

そこで、当センターでは、地方分権の推進と市民自治の確立の視点に立脚し、その基盤として位置づけられるコミュニティや市民組織等の実態を把握した上で、市民自治の基層単位である自治的コミュニティ形成の動きと都市内分権等の潮流を繋げるものとして、「近隣政府（ネイバーフッド・ガバメント）」というテーマに着目し、「地方分権型社会における市民と都市自治体との新しい関係構築のあり方に関する調査研究」を平成 12 年度より 2 年間の予定で実施することとした。

平成 12 年度の調査研究においては、特に、我が国におけるコミュニティ政策の実績と現状及び今後の課題を総括することに主眼を置き、全国の市・特別区及び都道府県に対するアンケート調査、並びに先行自治体に対する現地ヒアリング調査を実施した。また、諸外国のコミュニティや近隣政府等の状況について、委員・学識経験者から基調報告をいただき、近隣自治機構のイメージの試案を提示した。そして、これらの成果を、中間報告書『近隣自治とコミュニティ～自治体のコミュニティ政策と「自治的コミュニティ」の展望～』として取りまとめたものである。

#### 2．調査研究のすすめ方

調査研究にあたっては、当センター内に「市民自治研究委員会」（委員長：寄本勝美 早稲田大学教授、以下「委員会」という）を設置し、委員会メンバー及び学識経験者による基調報告・ディスカッションを中心に研究を進めた。また、全国の主要自治体を対象にアンケート調査を設計・実施するとともに、先行自治体に対するヒアリング調査を実施した。

### 3 . 報告書の要旨

#### ( 1 ) コミュニティ政策の系譜

委員会では、スタートから四半世紀を経過したこれまでのコミュニティ政策の動きを2期に大別し、来たるべき第3期を予見することとした。

##### 第1期(包括型コミュニティに重心:1970年代)

- ・包括的・総合的な地域課題や政策テーマに対応
- ・伝統的な住民自治組織とは異なる開かれたコミュニティ組織を志向
- ・コミュニティ施設整備に重点

##### 第2期(テーマ型コミュニティの誕生・形成:1980~90年代)

- ・包括型コミュニティと並行して、まちづくり、地域福祉、防災等、個別のテーマに対応
- ・自治会・町内会中心型、NPO・ボランティア中心型等、構成メンバーは多数

##### 第3期(自治的コミュニティ:2000年代~)

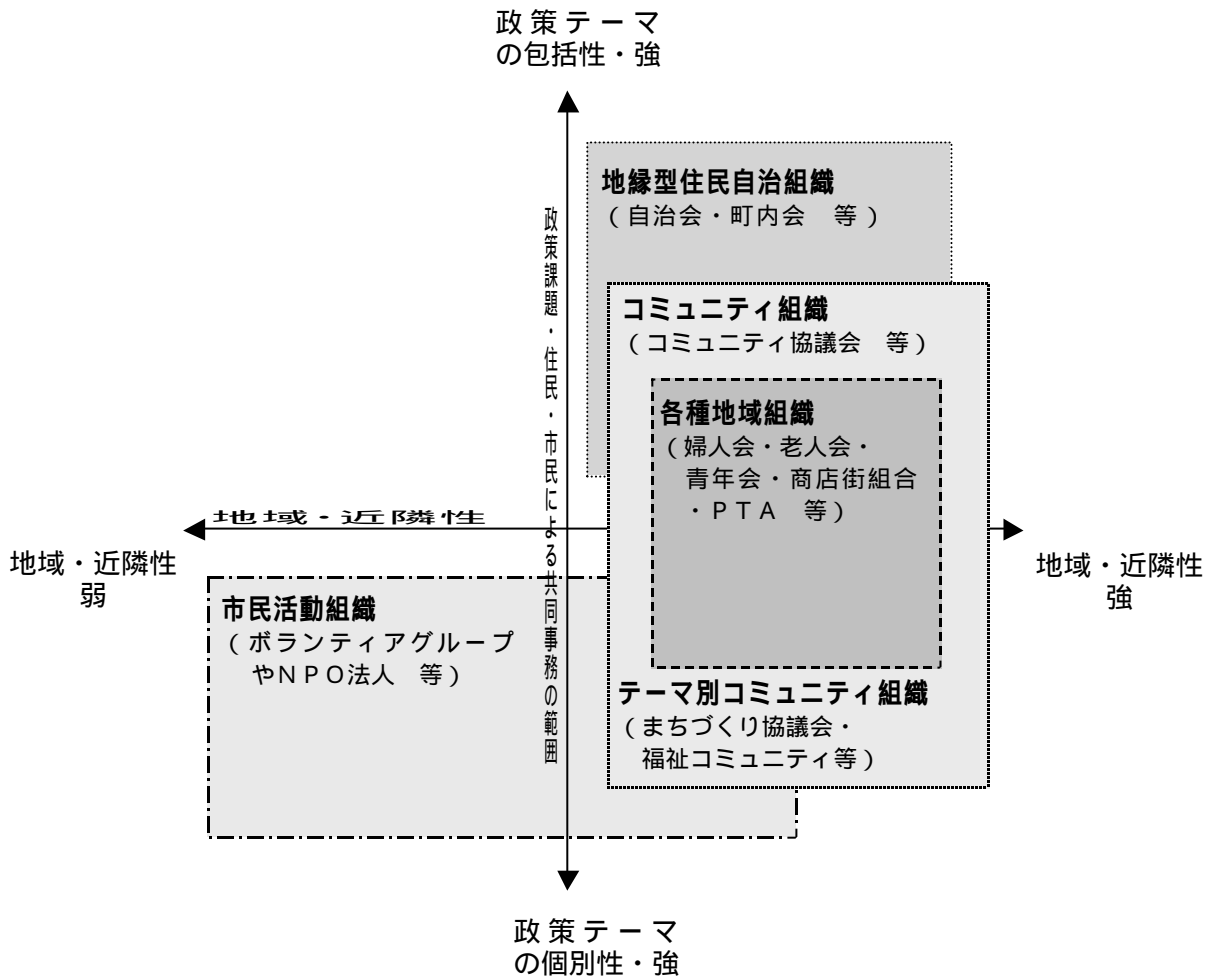
- ・再び包括型へ?(第1期と第2期のドッキング)
- ・多種多様な個別の政策テーマを重視しながらも、地域の総合的な視点から、住民自治・近隣自治を確立していくことに重心が置かれる時代
- ・近隣自治機構の仕組みが要請されている。
- ・市民と行政との緊張感あるパートナーシップが重要
- ・自治会・町内会は構成員の一員
- ・小地域型市民活動組織とコミュニティ組織との連携が課題

#### ( 2 ) 住民・市民組織の類型化

市民と都市行政とのパートナーシップの構築のためには、コミュニティを単位として展開される民関係の再構築が必要となる。コミュニティレベルにおける民関係を考える際には、各種の住民・市民組織相互間の関係が重要となる。そこで、住民・市民組織の類型化を試みた。

## 住民・市民組織の類型化

(政策課題・住民・市民による共同事務の範囲、地域・近隣性の強弱による分類)



なお、コミュニティ組織の構成メンバーについて、自治体アンケート調査結果から、以下の6つのパターンに類型化を行った。

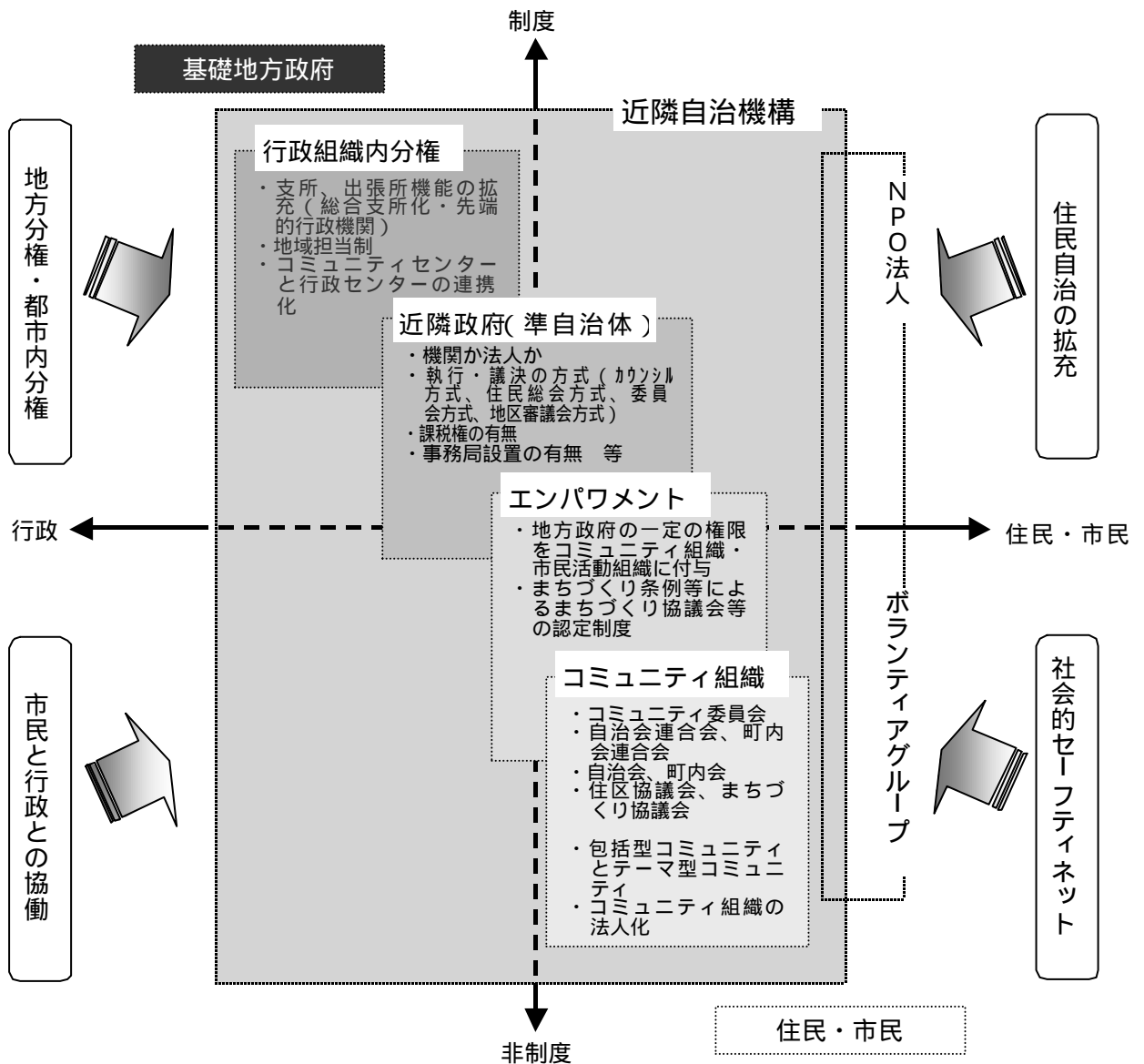
### コミュニティ組織の構成メンバーの類型化

- 自治会・町内会 (連合会を含む) 型 (36.1%、82 自治体)
- 自治会・町内会 + 地域組織 (PTA、婦人会、老人クラブ等) 型 (29.8%、68 自治体)
- (地域住民への) 一般公募型 (0.9%、2 自治体)
- 自治会・町内会 + 地域組織 + 一般公募型 (3.6%、8 自治体)
- 自治会・町内会 + 地域組織 + 市民活動組織 (地域を単位に活動するボランティアグループ、NPO法人等) 型 (11.8%、27 自治体)
- 自治会・町内会 + 地域組織 + 市民活動組織 + 一般公募型 (3.9%、9 自治体)

### (3) 近隣自治機構の多様なイメージ

都市内分権を進め、自治的コミュニティを構築するためには、多様な近隣自治の仕組みと、それを地域の住民と基礎自治体が主体的に選択するという方式が必要となる。委員会では、多様な近隣自治の仕組みを、コミュニティレベルの地域住民による自治的な機構として「近隣自治機構」と名付け、そのイメージとして、コミュニティ組織の機能整備方式、コミュニティ組織・市民活動組織へのエンパワメント方式、市町村行政の支所・出張所等への権限移譲方式及び近隣政府（ネイバーフッド・ガバメント）方式の4方式の考え方を提示した（下記の図を参照）。委員会及び当センターにおいては、特に近隣政府（ネイバーフッド・ガバメント）方式に注目しているところである。

図：近隣自治機構のイメージ



#### (4) アンケート結果の概要

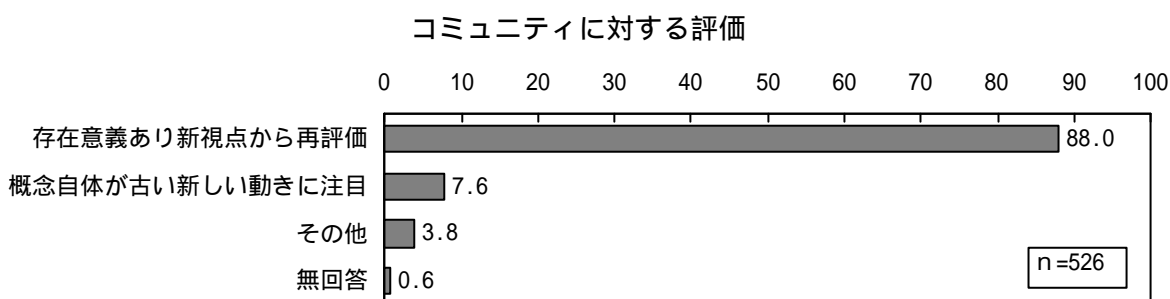
自治体におけるコミュニティ政策等の現状と課題を把握し、「自治的コミュニティ」のあり方や、近隣自治の仕組みづくりの検討に反映させるため、平成12年12月、全国の市・特別区(691自治体<以下「都市自治体」という>)及び47都道府県を対象に、「自治体におけるコミュニティ政策等に関する実態調査」を設計・実施した。なお、アンケートの回答については、都市自治体に対してはコミュニティ政策担当課長及び市民活動担当課長に、都道府県に対してはコミュニティ政策担当課長にお願いした。

調査結果の主な概要は、以下のとおり。

##### 1) コミュニティの存在意義を認め、新しい視点から評価すべきとの回答が9割

都市自治体のコミュニティに関する考えについては、「現在でもコミュニティの存在意義はあり、新しい視点から再評価すべき」という回答が9割近くを占める。なお、新しい視点の内容については、「住民自治や住民の自主活動の基礎的単位としての視点」とする回答が6割強と、最も多い。

また、情報化の進展がコミュニティの必要性にどのような影響を与えるかについては、「コミュニティの必要性・重要性は変わらない」とする回答が8割強を占め、情報化が進展しても、依然としてコミュニティが大切であるとの認識が示されており、注目される。

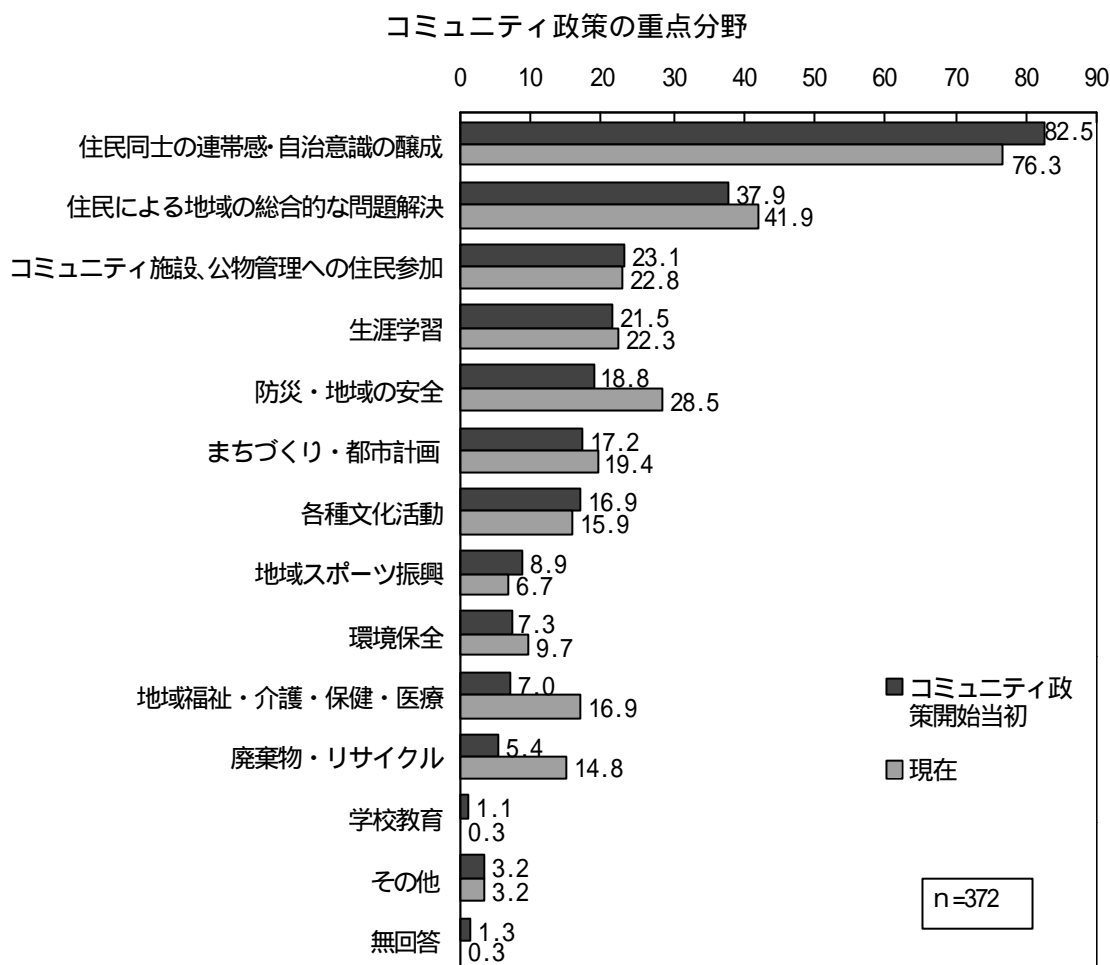


##### 2) コミュニティ政策の重点は総合性とともにも個別分野での深化が並行して進行

都市自治体のコミュニティ政策の重点分野については、当初は、「住民同士の連帯感等の醸成」(82.5%)、「住民による地域の総合的な問題解決」(37.9%)に重点が置かれており、現在においても、それぞれ、76.3%、41.9%と多く見られる。ここから、連帯感等の醸成も依然として重要であるが、具体的な問題解決に視点が向いてきていることが指摘されよう。具体的に、比率が急速に上がった分野を見ると、「地域福祉・介護・保健・医療」(7.0% 16.9%)、「廃棄物・リサイクル」(5.4% 14.8%)、「防災・地域の安全」(18.8% 28.5%)となっている。

コミュニティ政策の系譜で述べたように、包括型コミュニティとともに、テーマ型コミ

ユニティの形成が進んできたことを裏付ける結果となっている。



### 3) コミュニティの区域設定は半数の都市自治体で実施

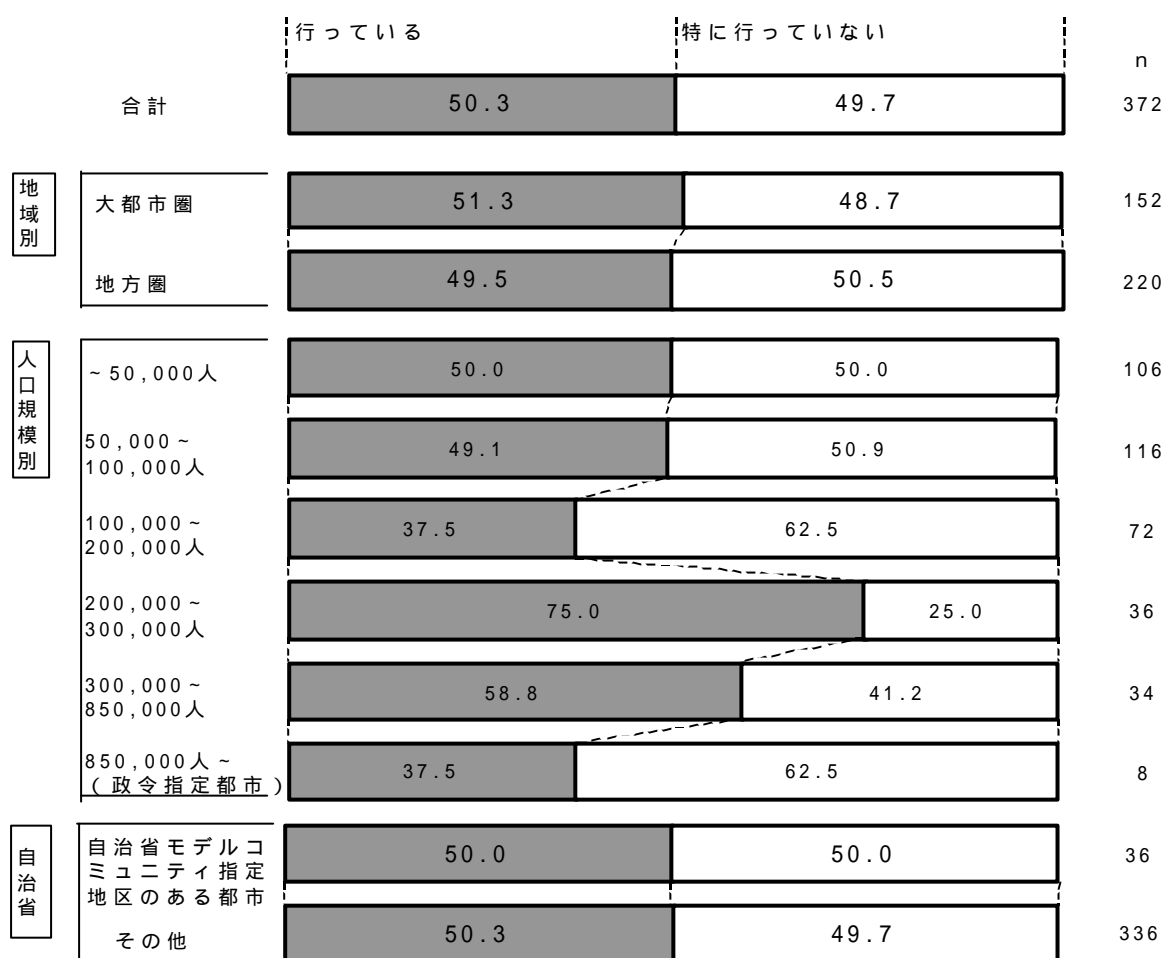
半数の都市自治体でコミュニティの区域設定を実施している。特に、人口 20 万人以上の特例市クラスで4分の3の自治体が区域設定を行っていることは注目される。

なお、コミュニティの区域を設定している都市自治体の 42.8%では、複層的な区域設定を行っている。そのパターンは、大別して次の3つに分けることが可能である。すなわち、自治会・町内会 自治会連合会・町内会連合会、 近隣住区 コミュニティ住区、 小学校区 中学校区、の3パターンである。

また、都市自治体の行政区域におけるコミュニティ区域の占める面積的割合については、「全行政区域に設定」が 83.4%と非常に多い。

コミュニティの平均人口及び平均面積については、それぞれ 7,156 人、8.5k m<sup>2</sup>となっており、概ね小学校区程度の規模である。

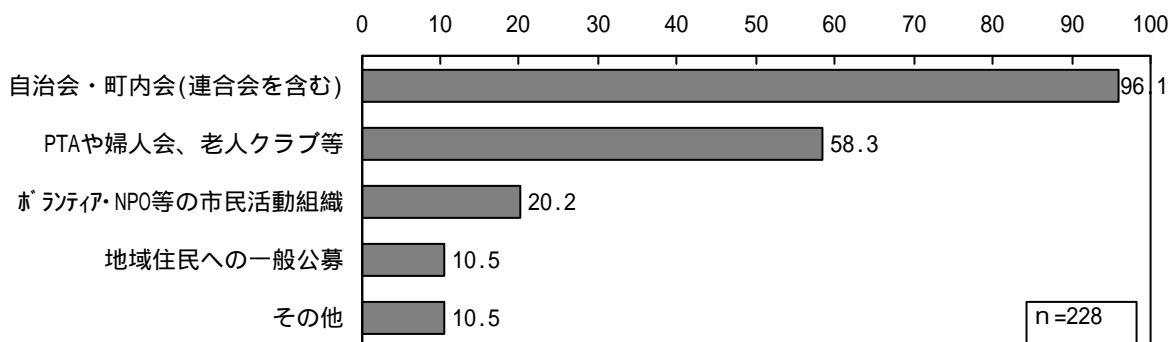
### コミュニティの区域設定の有無



#### 4) コミュニティ組織は、自治会・町内会を基盤に、各種組織による多様なパターン

コミュニティ組織の主な構成メンバーについては、「自治会・町内会（連合会を含む）」（96.1%）、「PTAや婦人会、老人クラブ等の地域組織」（58.3%）が最も多く、地縁型住民自治組織が構成メンバーとして加入しているのがほとんどである。

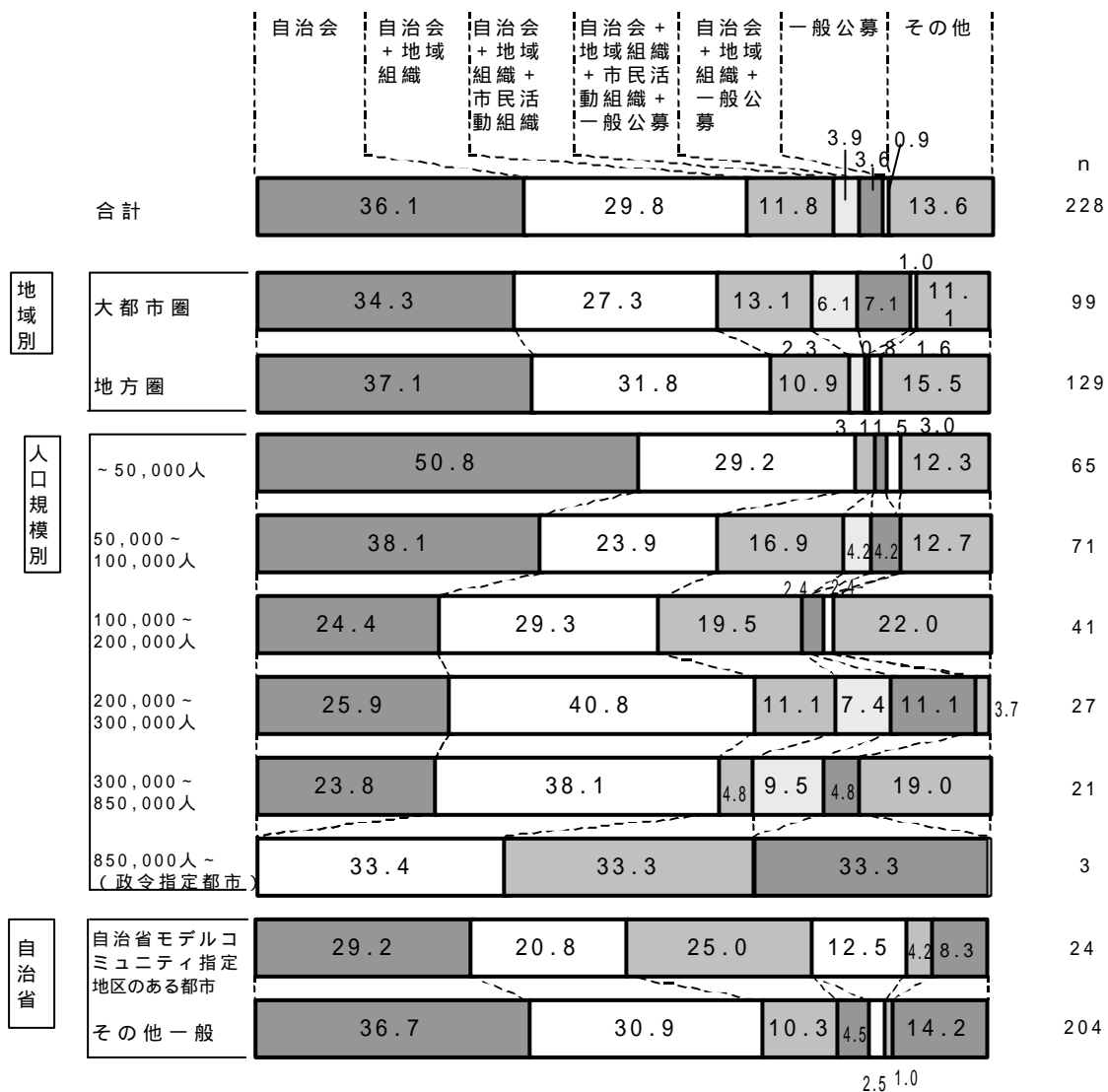
#### コミュニティ組織の主な構成メンバー



ただし、他の組織を含むところも少なくないので、次にその組み合わせを見ると、大別して6つのパターンに分かれる。すなわち、多いものから順に、「自治会型」(36.1%、82自治体)、「自治会+地域組織型」(29.8%、68自治体)、「自治会+地域組織+市民活動組織型」(11.8%、27自治体)、「自治会+地域組織+市民活動組織+一般公募型」(3.9%、9自治体)、「自治会+地域組織+一般公募型」(3.6%、8自治体)、「一般公募型」(0.9%、2自治体)である。なお、「自治会型」は、小規模都市で顕著である。

この結果から、自治会・町内会を基礎としつつも、各種組織が組み合わされて、コミュニティ組織が形成されているといえる。

(参考) コミュニティ組織の構成メンバーの組み合わせ



ところで、昭和46年度に出された、自治省の「コミュニティ(近隣社会)に関する対策要綱」では、モデル・コミュニティに関する組織について、「各地区、各種の職域、各



年齢層、男女その他住民のグループを適切に代表する者が協力して、コミュニティ組織の運営にあたることとなるよう配慮する」とあり、地域における多様な団体の連合組織として、コミュニティ組織を捉えていたのであるが、その考え方は、基本的には、現在においても依然として重要であり、引き継がれているものと思われる。

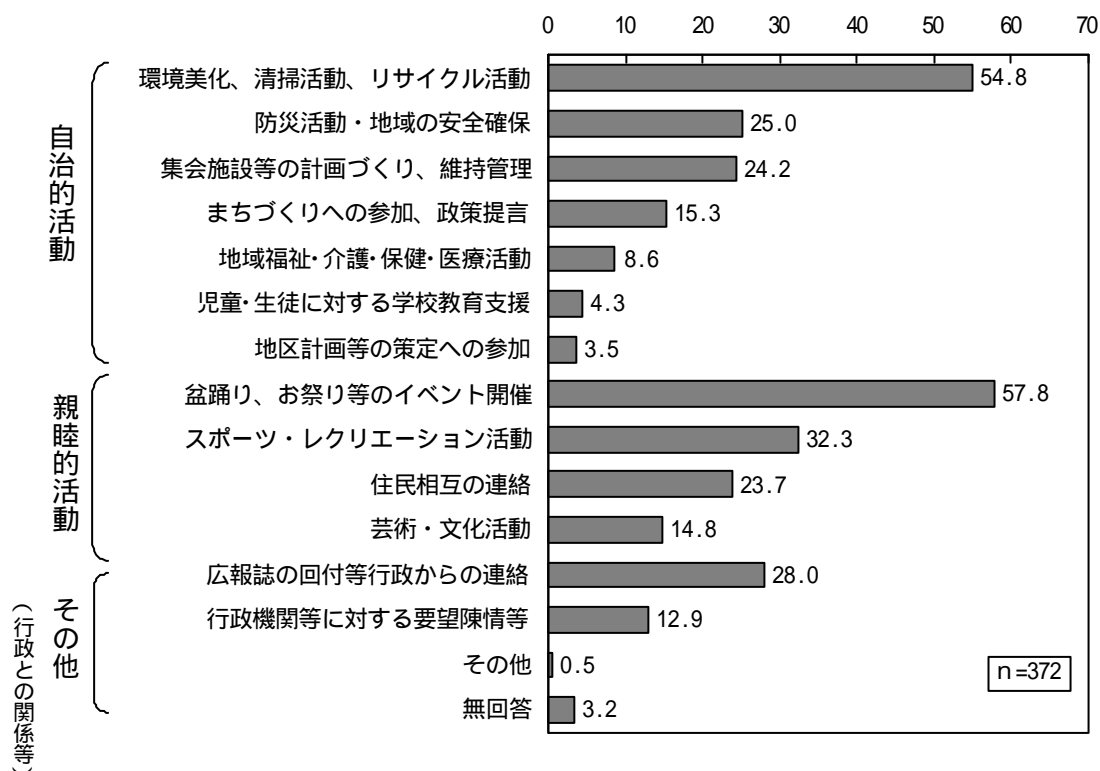
以上から、自治会・町内会等の現代的意義を再評価しつつ、コミュニティ組織の構成メンバーとして位置づけることが重要であると思われる。同時に、地域で活動する多様な組織の連合体、という形が、自治的コミュニティにとっても望まれる姿ではないだろうか。

### 5) コミュニティ活動ではリサイクル・防災・施設づくり等の自治的活動も活発化

都市自治体におけるコミュニティ活動を、“自治的活動”、“親睦的活動”、“その他（行政との関係等）”の3つに分類して検討を行った。

その結果、「盆踊り、お祭り、敬老会、成人式等のイベント開催」(57.8%)「スポーツ・レクリエーション活動」(32.3%)等の“親睦的活動”が目立つものの、一方で、「環境美化、清掃活動、リサイクル活動」(54.8%)「防災活動・地域の安全確保」(25.0%)「集会施設、生活道路、街路灯等の計画づくり、維持管理」(24.2%)等の、地域の共同事務を自ら担っていくという“自治的活動”が活発に展開されている。この“自治的活動”を今後とも伸ばしていくことが、大切な課題となるであろう。

コミュニティ組織において活発に行われている活動



## 6) コミュニティ政策の問題点は、組織の構成、実行力の不足、行政側の担当部局

都市自治体におけるコミュニティ政策の問題点を自由回答形式で尋ねた。

多くの都市自治体が回答した問題の第1は、組織の構成、特に、自治会・町内会等とコミュニティ組織との関係についてである。「コミュニティ協議会が町会・自治会が中心となったメンバーで占められてい」たり、「昔からの町内会が活発である所は、コミュニティ組織との合同活動はしたくないとの反発もある」といった問題を抱えている都市自治体が多く見られた。こうした中で、今後の方向性として、「町内会が基礎的役割を担いつつ、地域の実情に応じて様々な主体と連携・協働できるような柔軟な支援のあり方が求められている」、「今後は、市民活動をはじめとする多くの分野の方たちが参加することでコミュニティ協議会の活動範囲が広がりをもてるものと思われる」、「自治会とコミュニティの役割分担をどのように行っていくべきかが課題」である、といった意見が出された。

第2に、「コミュニティ協議会は各団体の長の集まりであり、自発的な計画・事業を行うには無理がある」等といった、コミュニティ協議会の実行能力の不足を指摘する意見があった。

第3は、行政側の担当部局の問題として、コミュニティ活動の分野の拡大に伴い、行政の特定分野の担当部局では担いきれない、という指摘があった。これは、特に、テーマ別コミュニティが次第に役割を拡大しつつある自治体での悩みであろう。

この他では、自治体の行政区域全域にコミュニティを設定できないことを悩んでいる都市自治体、政令指定都市における本庁と行政区との役割分担の問題、また、「中心市街地の衰退によるコミュニティ活動の低下」を指摘する都市自治体もあった。

## 7) コミュニティを支える自治会・町内会等の地縁型住民自治組織の実態

コミュニティ組織の中核となっている事例が多い、自治会・町内会等の地縁型住民自治組織の実態はどのようになっているのであろうか。

自治会・町内会等はほとんどの都市自治体に存在しており、回答 526 自治体中、「存在しない」と回答した都市自治体は1自治体のみであった。

行政区域における自治会・町内会等の占める面積的割合については、全体の75.2%が「全行政区域に存在」と回答している。自治会・町内会等が組織されていない区域は、「既成市街地の集合住宅地区」(27.0%)、「中心市街地の集合住宅地区」(25.2%)、「郊外の集合住宅地区」(25.2%)の順に多く見られ、いずれも集合住宅地区である。

自治会・町内会等の主な活動内容を、前記5)と同様に、3分類(自治的活動・親睦的活動・その他)に分けてみると、いずれについても活発な活動を展開している。

自治会・町内会等の役職者の年齢層については、「65歳以上」(47.0%)、「56~64歳」(45.0%)が多かった。選定方法については、「持ち回り」(45.0%)・「他薦」(47.7%)

職業については、「無職」(81.9%)・「自営業」(71.0%)が多かった。

自治会・町内会等とボランティアグループやNPO法人とのつながりについては、「特に関わりはない」と答えた都市自治体が70.4%と多い。しかしながら、何らかの形で連携しているとする都市自治体も20.9%見られたことが注目される。

最後に、自治会・町内会等の新しい動きについては、特に防災面を強化しよう、という動きが多く見られた。「自治会単位で自主防災組織の立ち上げを行っている」、「地域防災組織と連携し活動している自治会がある」等である。福祉分野では、「自治会内でボランティアグループを結成し、地区内の老人世帯の小修繕を無料奉仕している自治会がある」、環境・まちづくりの面では、「町内会にまちづくりの会を設置し、道路・水路や建築物の敷地・位置・構造・用途・形態・意匠等を自主規制したり、緑豊かな自然環境を維持するため植栽をすすめ、町内木として「エゴの木」を推奨」、「地区計画策定のための勉強会を実施している自治会がある」等であり、このような傾向が拡大することが望まれよう。

## 8) 近隣自治の仕組みの必要性

### 過半数の都市自治体が近隣自治の仕組みに賛成

コミュニティレベルにおける近隣自治の仕組みの必要性について、都市自治体と都道府県にそれぞれ尋ねた。まず、都市自治体の回答をみると、「必要である」が53.6%であった。人口規模別にみると、人口規模が大きくなるにつれてその比率は高くなる傾向にあり、30万人以上の中核市クラスの都市自治体及び政令指定都市では、75.0%にものぼった。

「必要である」と答えた都市自治体に、その仕組みの内容について尋ねると、「自治体の権限の一部をコミュニティ組織に付与」(39.7%)、「コミュニティ組織の法人化」(22.7%)、「支所・出張所機能の整理・拡充(総合支所化等)」(18.8%)が多い。

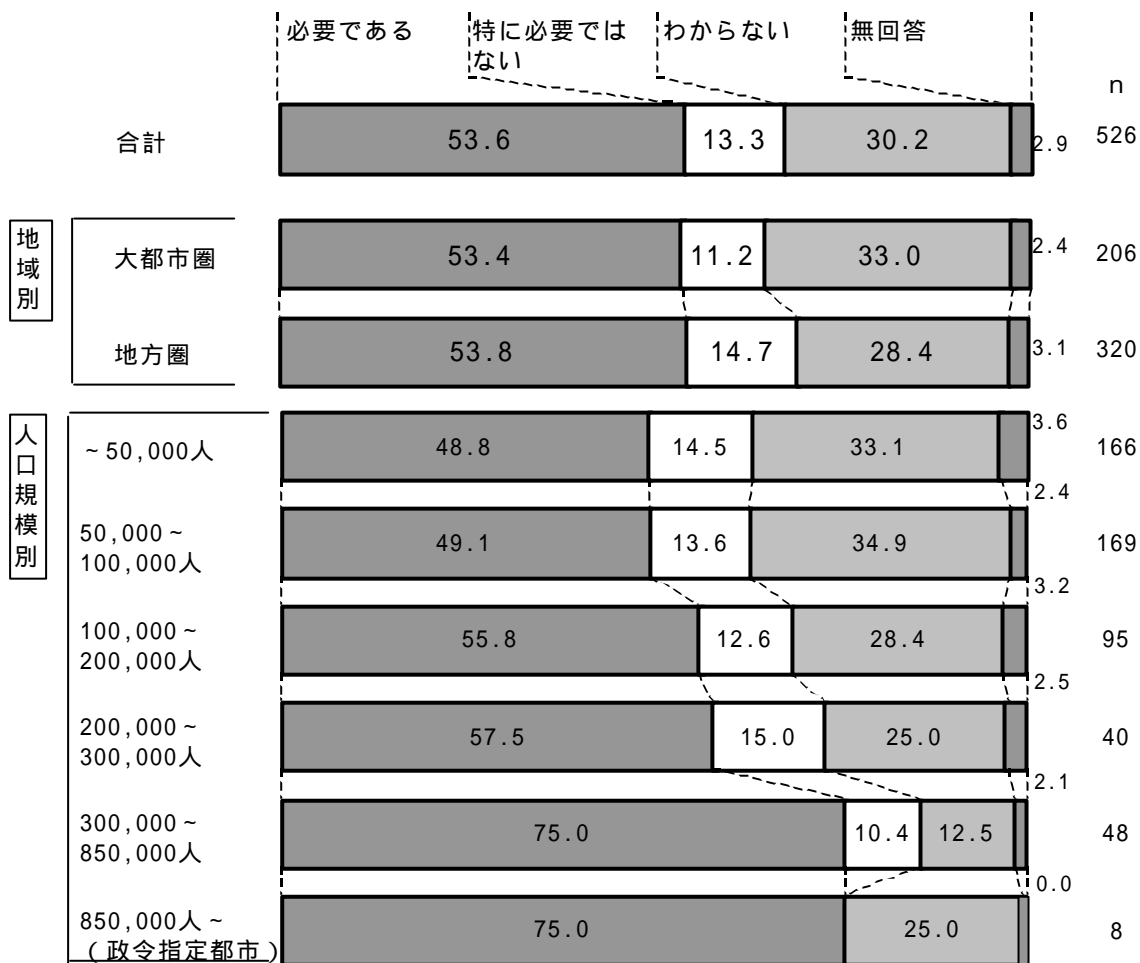
なお、各々の選択肢において、最も多く選択した都市自治体のクラスを挙げると、コミュニティ組織のエンパワメント...すでに行政区制度のある政令指定都市、コミュニティ組織の法人化...政令指定都市、次いで5~10万人の都市自治体、組織内分権...特例市クラスの都市自治体、次いで中核市、地域担当制...5万人未満の都市自治体、近隣政府創設...特例市クラスの都市自治体であり、各々のクラスの都市自治体が近隣自治の仕組みについて、現在、何を最も重視しているかを暗示する結果となっていて興味深い。

同じく、「必要である」と答えた都市自治体に、近隣自治の仕組みの制度化として考えられるものを尋ねると、「国の法律で全体の枠組みを決め、市区の条例により具体の仕組みを定める」及び「市区の条例により定める」がそれぞれ4割で、あわせて8割の自治体が、基本的に、市区の条例により定めることが望ましいと考えている。「国の法律により定める」は3%とごくわずかである。

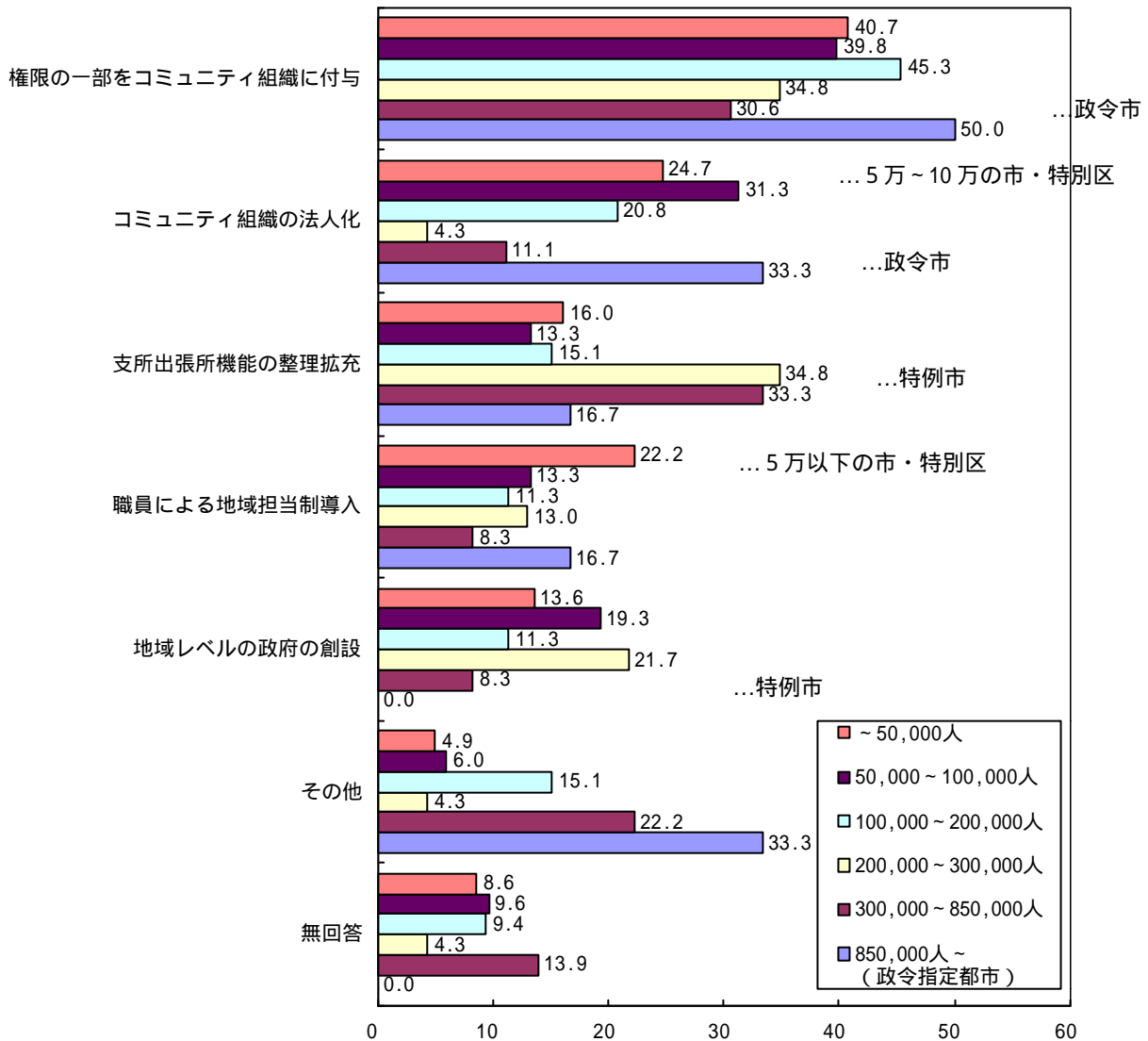
なお、各々の選択肢において、最も多く選択した都市自治体のクラスを挙げると、「法

律で根拠・市区の条例で決定」方式：特例市クラス、「市区の条例のみで決定」方式：10～20万人クラス、「国の法律のみで決定」：5万人クラス、「その他」：政令指定都市である。

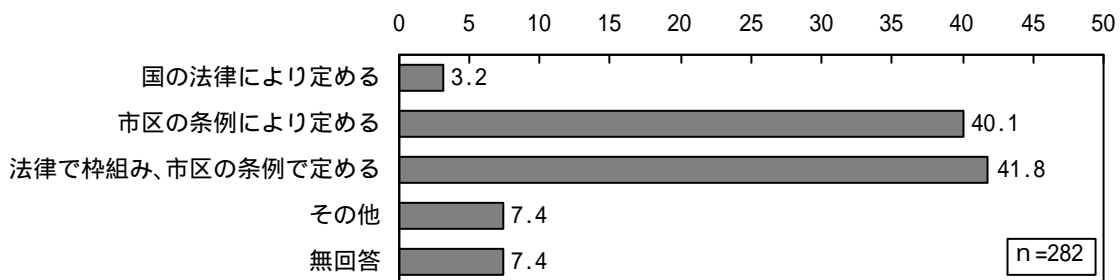
近隣自治の仕組みの必要性（都市自治体）



近隣自治の望ましい仕組み（都市自治体）



近隣自治の仕組みの制度化として考えられるもの（都市自治体）



**都道府県では7割の自治体が近隣自治の仕組みに賛成**

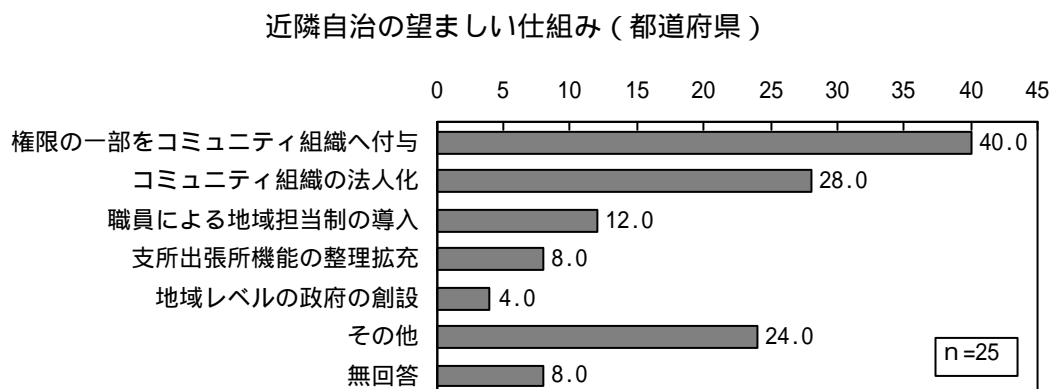
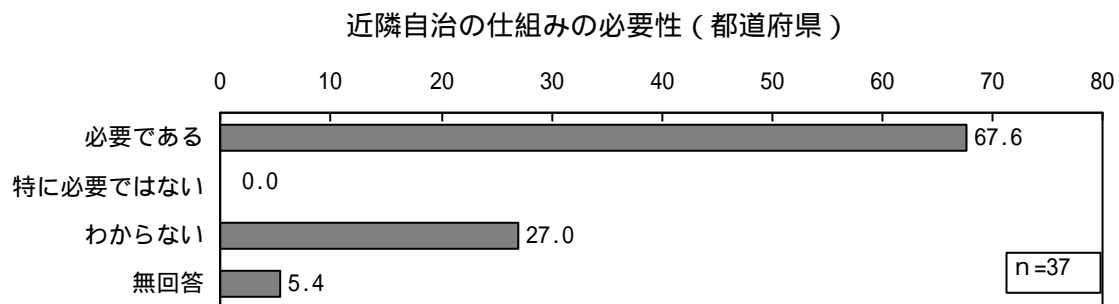
同じく、都道府県に、近隣自治の仕組みの必要性について尋ねたところ、「必要である」との回答が約7割を占め、都市自治体の回答率よりも高いことが特徴である。

都市自治体では、人口の多い都市自治体ほど回答率が高く、中核市や政令指定都市では

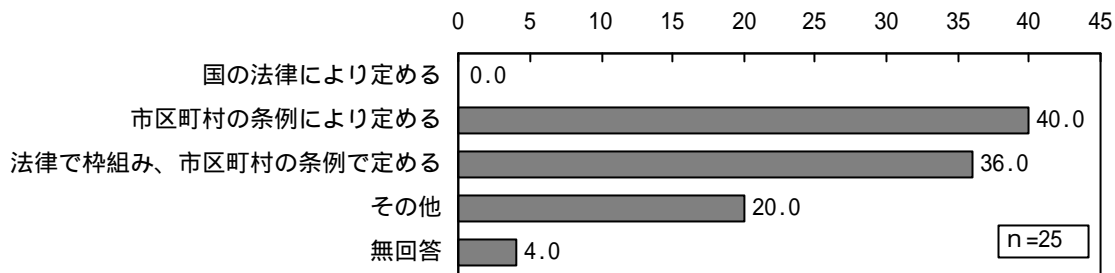
75%が必要だと回答していたが、都道府県も、これらの都市と同レベルで、近隣自治の仕組みが必要だと考えていることが分かる。

「必要である」と答えた自治体に、その仕組みの内容と都道府県の果たす役割及び制度化の方法について尋ねた。仕組みの内容については、「自治体の権限の一部をコミュニティ組織に付与」(40.0%)、「コミュニティ組織の法人化」(28.0%)が多く、都市自治体と同じ傾向を示している。ただし、「地域レベルの政府(近隣政府)の創設」との回答は4%とごくわずかで、都市自治体とは異なっている等、近隣自治の仕組みの方向性についての考え方は、都市自治体と都道府県で一致しているわけではないようである。制度化の方法については、「必要である」と答えた都市自治体の81.9%が、条例で具体的な仕組みを定める方向で考えている。次に、都道府県の果たす役割については、「市区町村に対する支援」が48%、「市区町村に対する啓発活動」が36%となっており、都道府県としては、あくまで近隣自治の仕組みを創設する際には、市区町村のサポート役に徹しようとする姿勢が窺える。また、制度化の方法については、「市区町村の条例により定める」が最も多くて4割、「国の法律で全体の枠組みを決め、市区町村の条例により具体的な仕組みを定める」との回答も4割弱あって、あわせて8割弱が条例方式を指示している。近隣自治の仕組みの制度化は、市区町村の条例により定めることが望ましいと都道府県も考えているようである。

なお、都市自治体では、国の法律で枠組みを決めるという回答の方が若干多かったが、わずかとはいえ、それとは逆になっていること、また、国の法律で定めるという回答が0であること、などが都道府県の回答の特徴である。



### 近隣自治の仕組みの制度化として考えられるもの（都道府県）



### 9) コミュニティをベースとしたボランティアグループが多方面で活躍

主にコミュニティレベルで活動している政策テーマ別の市民活動組織は、45.4%の都市自治体に存在している。

その活動分野をボランティアグループ、NPO法人に分けてみると、ボランティアグループの方が、コミュニティを場として、多方面で活発に活動していることが分かる。具体的には、まず、ボランティアグループでは、「保健、医療又は福祉の増進を図る活動」(66.7%)、「環境保全、廃棄物、リサイクル活動」(49.6%)、「子どもの健全育成を図る活動」(37.3%)と続く。一方、NPO法人では、「保健、医療又は福祉の増進を図る活動」(66.9%)、「環境保全、廃棄物、リサイクル活動」(21.4%)、「まちづくりの推進を図る活動」(20.1%)と続く。

主としてコミュニティレベルで活動する市民活動組織に注目すると、法人格を持たず、草の根的な活動を展開するボランティアグループが中心と考えられるが、市町村やコミュニティの区域で活動するNPO法人も決して少数ではないようである。

### 10) コミュニティ政策における都道府県の役割は市区町村への側面的支援が中心

都道府県におけるコミュニティ政策についてみると、広域自治体である都道府県では、コミュニティ政策を基本的には基礎自治体たる市区町村の仕事として認識し、コミュニティ政策のPR・啓発、財政支援等の側面的支援を分担しているといえる。

例えば、都道府県単独のモデル・コミュニティ地区の指定も、市区町村でのコミュニティ政策の進展に伴い、年々、減少する傾向にある(平成3年度:38地区、平成12年度:5地区)。本来、コミュニティ政策とは、住民に最も近い存在である基礎自治体が主体的に行うべき性格のものであり、国や都道府県の役割は基礎自治体への側面的支援にあるべきことから、望ましい方向に移行していると言えよう。

なお、都道府県においては、NPO法人の認定権限が都道府県とされたこともあり、今日では、市区町村のコミュニティ政策への支援よりむしろ、ボランティアグループ、NPO法人等の市民活動組織への支援に重きを置く傾向にあるようである。

## 11) アンケート調査からみる自治体の現状と今後の課題

以上に述べたアンケート調査の主な結果から、自治体のコミュニティ政策等の現状と課題として、次のような点が指摘できる。

第1は、コミュニティ政策の広がりである。多くの都市自治体において、「総合性」を前提とした上で、それと並行する形で、「個別テーマ性」にも重点を置きつつある。そのことは、コミュニティ政策の範囲が拡大・深化しつつあるということを意味しており、一方で、コミュニティ行政を進めるにあたっては、各担当部局が連携・協力をする必要性が著しく高まっているものといえよう。

第2に、コミュニティの区域設定の必要性である。約半数の都市自治体においてコミュニティの区域設定が実施されている。コミュニティを住民自治の基層単位として位置づけるとするならば、コミュニティについても区域を設定することが必要であろう。その際には、小学校区などで一律的に定めるのではなくて、地域の実情に合わせた多様な区域設定を認めるべきであろう。また、必ずしも、行政区域全域に設けるのではなく、必要とされている地域で先導的に区域を設ける、という形式でも構わないのではなかろうか。

第3に、地縁型住民自治組織と市民活動組織との、コミュニティを場とする政策テーマ毎の連携・リンケージの必要性である。コミュニティ政策の問題点でも触れたように、コミュニティづくりやまちづくりを進めていくためには、自治会・町内会等をはじめ、様々な主体が連携していくことが必要とされている。現在においても、両者が何らかの形で連携している都市自治体が少なからず見られたことに期待したい。

第4に、コミュニティ活動は親睦的活動中心から自治的活動中心に移行しつつあるということがみてとれることである。これまで、コミュニティ活動というと、盆踊りや運動会といった親睦的活動が多かったように思われたが、アンケート結果からは、リサイクル・防災・計画づくり等の自治的活動も活発に行われていることが明らかとなった。

第5に、近隣自治の仕組みの必要性である。多くの都市自治体では近隣自治の仕組みが必要とされており、特に、エンパワメントや近隣政府構築への期待が大きいということが明らかとなった。本調査研究では、近隣自治の仕組みの検討にも力点を置いており、その具体的なイメージや留意点等については、来年度に検討していくべき課題となる。

第6に、コミュニティ組織、地縁型住民自治組織、市民活動組織のいずれにも対応できる総合窓口の必要性である。調査結果から明らかとなったことは、市・特別区において、窓口が一致しているのは約半数であり、まだまだ総合化されているとはいえない。コミュニティの場において、多様化しつつある市民を相手にして、行政側がバラバラの部署で対応していたら、都市行政としての統一は図れず、市民の混乱をも来たし、市民と行政とのパートナーシップ構築という課題は実現困難になる。



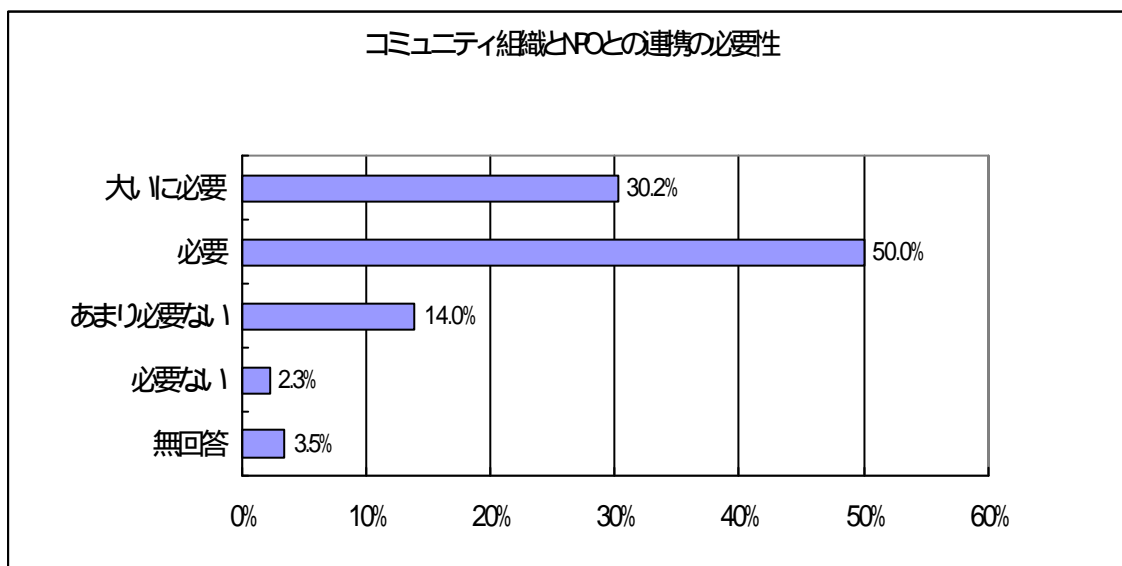
## (5) 市民活動組織と地縁型住民自治組織との連携の必要性

- 市民活動組織実態調査結果から

ボランティアグループ・NPO法人を対象に実施したアンケート調査の結果から、重要なポイントを指摘しておきたい。

地縁型住民自治組織と市民活動組織との連携の必要性について尋ねたところ、「大いに必要」(30.2%)、「必要」(50.0%)と、その必要性を感じているとの回答が8割を超え、市民活動組織側からみて、地縁型住民自治組織との連携の必要性に対する認識が極めて高いことが窺え、注目すべき結果といえる。

これを活動テーマ別にみると、「福祉」と「まちづくり」の両分野で特に必要性を感じていることが分かる。



活動テーマ別に見たコミュニティ組織とNPOとの連携の必要性

市民活動組織の類型	1)大いに必要	2)必要	3)あまり必要ない	4)必要ない	無回答	計
環境 n=52	10 (19.2%)	29 (55.8%)	9 (17.3%)	2 (3.8%)	2 (3.8%)	52
福祉 n=16	8 (50.0%)	6 (37.5%)	2 (12.5%)	0	0	16
まちづくり n=17	8 (47.1%)	7 (41.2%)	1 (5.9%)	0	1 (5.9%)	17